

10 配当手続

- 1 共同抵当の不動産の価額を同時に配当する場合に、同順位の抵当権者がいる不動産があるときは、まずそれぞれの被担保債権額に応じて、同順位の抵当権者がいる不動産の価額を按分し、按分後の各不動産の価額に応じて申立人の被担保債権を割り付けるべきものとされた事例

東京地裁八王子支判 平成13年1月17日 金法1607-52

東京高判 平成13年7月17日 金商1123-23

最三小判 平成14年10月22日 裁時1326-3、判時1804-34、判タ1110-143、
金法1665-50、金商1162-3

<事案の概要>

Xは、A所有の不動産甲、乙及びB所有の不動産丙に極度額1億3000万円の根共同抵当権を設定し、YはB所有の不動産丙及びC所有の不動産丁に極度額2900万円の共同根抵当権を設置した。

その後、不動産丙上のX、Yの抵当権を同順位に変更する旨の登記を平成8年7月に經由した。

Xの申立てにより、不動産甲、乙、丙が同時に強制競売に付された。

執行裁判所は、配当表を作成するに当たって、いわゆる行使債権説を採用して、先ず、申立人Xの被担保債権額を各不動産の価額に応じて割り付け、丙の価額については、割付け後の被担保債権額に応じてX及びYへの配当額を按分した。

これに対し、Xが執行異議の訴えを提起した。

<裁判所の判断>

第1審及び控訴審はXの訴えを斥けた。

これに対し、最高裁は、次のように述べ、いわゆる不動産価額按分説を採用して、Xの請求を認容した。

まず、同順位の抵当権者がいる不動産丙について、割付け前の被担保債権額に応じて丙の価額をX及びYに按分すべきである。それから、申立人Xの被担保債権額を按分後の不動産価額に応じて不動産甲、乙、丙に割り付けるべきである。

- 2 同一の債権者に対して連帯保証人兼物上保証人、連帯保証人、物上保証人と3とおりの資格の者がいる場合における優先弁済負担額の割付は、二重資格者の頭数を1として、先ず頭数割りによる割付を行い、連帯保証人に割付けられた負担額の残額を、残りの者で不動産価額に応じて割り付けるべきものとされた事例

青森地判 平成15年10月30日

仙台高判 平成16年7月14日 判時1883-69、判タ1182-212

<事案の概要>

本件において、債権者A（金融機関）に対して優先弁済権を負担していた者は以下の6名であった。

- ・ 連帯保証人 Y及びB

- ・ 物上保証人 X1、X2、Y及びC

平成13年8年に、X1及びX2が所有していた被担保不動産について、抵当権者Aの申立てにより強制競売手続が開始され、平成14年から平成15年にかけて売却許可決定、配当手続がなされた。この結果、X1らは、債権者Aに配当された金額の一部につきYに対しても求償権を有するに至った（民法第501条第5号）。

ところが、YはX1らによる求償権の行使を予測して、右売却許可決定がなされる直前に、Yが所有する不動産をZに贈与した。

このため、X1らは、

- ① 弁済による代位権の行使としてのYに対する求償
- ② ①の求償権を被保全債権とする詐害行為取消権の行使による、Y—Z間の土地贈与の取消し及びYからZ名義への所有権移転登記抹消登記手続をY及びZに請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

次のように述べて、X1らの請求を認容した。

代位弁済による連帯保証人及び物上保証人相互間の求償権行使の前提となる、債権者の優先弁済権を負担すべき額の割付につき、連帯保証人と物上保証人の両資格を兼ねる者（本件においてはY）、単なる連帯保証人（本件ではB）及び単なる物上保証人（本件ではX1、X2及びC）がいる場合に、二重資格者（Y）の頭数を1と計算して、まず、単純な頭数割りで単なる連帯保証人（B）が負担すべき額（本件では、債権者Aに配当された金額を、Y、B、X1、X2、Cの5名で5等分した内の1）を定め、残額を物上保証人（Y、X1、X2及びC）で被担保不動産の価額に応じて割り付けることとするのが相当である。

詐害行為取消権の被担保債権は現に債権が発生している必要はなく、その基礎となる法律関係が存在するか、債権発生の蓋然性を見越して債務者が予め財産を処分したような場合には、行為後に発生した債権を被保全権利として取消権の行使が認められると解するのが相当であるから、X1らは、Y—Z間の土地贈与につき詐害行為取消権を行使することができるというのが相当である。

- 3 不動産を目的とする1個の抵当権が数個の債権を担保し、その1個の債権について保証人が代位弁済した場合において、担保不動産の売却代金は、債権者の残債権額と、保証人が代位によって取得した債権額に応じて按分して、債権者及び保証人がそれぞれ弁済を受けるべきものとされた事例

東京地判 平成15年8月1日 判タ1152-215、金法1709-49

東京高判 平成16年2月24日 金法1718-69

最一小判 平成17年1月27日 民集59-1-200、裁時1380-12、判時1887-39
判タ1173-168、金法1738-10、金商1215-27

<事案の概要>

金融機関Xは、Aに対し次の3件の融資を行い、その3個の債権を被担保債権として、平成10年12月にA所有の本件不動産に抵当権設定を受け、その旨の登記を経由した。

- ・ 債権1：平成4年3月契約、元金15億2020万円